

コンタクトレンズにかかる診療費について

コンタクトレンズ装用を目的とした診療にかかわる保険点数および料金は以下の通りです。

■ 初診料：初めて診察される方（自己負担額が3割の場合）

初診料	検査料	合計	自己負担額
291点	200点	491点	1,480円

■ 再診料：2回目以降診察される方（自己負担額が3割の場合）

再診料	検査料	合計	自己負担額
75点	200点	275点	830円

コンタクトレンズ装用のために診察された方でも、厚生労働省が規定した以下の場合、通常の保険点数になります。

- ・ コンタクトレンズ装用を中止する必要がある場合
- ・ 治療用コンタクトレンズやカラーコンタクトレンズを装用する場合
- ・ 新しい疾患が発生した場合
- ・ 屈折異常以外の疾患の急性憎悪の場合
- ・ 9歳未満で弱視、斜視、不同視の治療の場合
- ・ 円錐角膜、角膜変形や視神経疾患の患者
- ・ 緑内障や高眼圧症の患者
- ・ 網膜硝子体疾患や視神経疾患の患者
- ・ 眼内の手術前や角膜移植前後の患者

※なお、治療を要する場合は別途費用がかかります。

■ コンタクトレンズの診療を行う医師の氏名

眼科医師 蔦崎 創平（2025年より眼科医療に従事）

2025年4月1日